

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の 自主検査費用補助金に係るQ & A (令和5年10月31日時点)

【対象施設・事業所、検査対象者】

問1 対象施設・事業所と検査対象者の範囲は？

(答) 障がい福祉関係の補助対象施設・事業所や検査対象者の範囲は以下のとおりです。
なお、長野市、松本市に所在する施設・事業所は、県の補助事業では対象外です。

区分	対象施設及び事業所	検査対象者
施設	障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練、福祉ホーム	①左記施設等の従事者 ②左記施設等に立ち入る委託業者等の従業員 ③左記施設等に新たに入所する者
通所・訪問事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、障害児通所支援事業所、地域活動支援センター、精神障害者共同作業所	
相談支援事業所	計画相談、地域定着支援、地域移行支援、障害児相談支援	

問2 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種を受けた者も対象となるか？

(答) 上記検査対象者に該当する者であれば対象となります。

【対象期間】

問3 いつ実施した検査が対象となるのか？

(答) 令和5年5月8日から令和6年3月31日までの間で、「対象期間」内に実施した検査が対象となります。

「対象期間」は、施設・事業所が所在する地域において、以下のとおりとなります。

【始期】 定点あたり届出数（※）が15人以上となった期間の末日の翌日

【終期】 定点あたり届出数（※）が15人未満となった期間の末日の翌日から2週間を経過する日

※定点あたり届出数…新型コロナウイルス（COVID19）について、あらかじめ県が指定した医療機関から当該感染症と診断された患者数として週（月曜日から日曜日までの7日をいう。）単位で保健所へ届出のあった数を、当該医療機関の数で除した値をいう。

◎令和5年10月31日現在の圏域ごとの対象期間は別紙のとおりです。

【検査方法】

問4 どのような検査が補助対象となるのか？

(答) PCR法等による核酸検出検査、抗原定量検査、抗原定性検査のいずれかです。

問5 無症状者に対して抗原定性検査を行う際の留意点は？

(答) 特に検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となる場合があるため、陰性であったとしても引き続き感染予防策を講じてください。

問6 いわゆる「検査キット」を使用した場合も補助対象となるのか？

(答) PCR検査等を実施するために検査機関から送付された検体採取用容器が「検査キット」と称されていることもあります。その容器を用いて検体を返送し、当該検査機関による検査を受ける場合は補助の対象となります。

また、新型コロナウイルスの抗原の検出を目的とし、厚生労働省から製造販売承認を得ている体外診断用医薬品又は一般用抗原検査キット（OTC）※により検査をする場合は補助の対象となります。

※ドラッグストア、インターネット等を通じ、広告・販売されているいわゆる研究用の「検査キット」は、厚生労働省から製造販売承認を得ていないため、補助対象外です。

《参考》〔消費者庁ホームページ〕

新型コロナウイルスの研究用抗原検査キット及び抗体検査キット使用についての注意

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/023650/>

問7 厚生労働省から製造販売承認を得ている新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品又は一般用抗原検査キット（OTC）はどこで確認できるのか？

(答) 厚生労働省のホームページに、新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品又は一般用抗原検査キット（OTC）の承認情報が掲載されていますので、そちらをご覧ください。

〔厚生労働省ホームページ〕

新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

新型コロナウイルス感染症の一般抗原検査キット（OTC）の承認情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27779.html

問 8 厚生労働省から製造販売承認を得ている新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品又は一般用抗原検査キット（OTC）により検査を行う場合、補助事業の実績を報告する際に特に必要となる書類はありますか？

(答) 補助事業の実績を報告いただく際に、検査の実施に要した費用を証する領収書等の写しなどのほか、厚生労働省から製造販売承認を得ている新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品又は一般用抗原検査キット（OTC）の使用実績などを記載した書類を提出いただく予定ですので、別添様式を参考に使用実績などを記録しておいてください。

【対象経費】

問 9 補助対象経費は？

(答) 検査料金、検体の郵送・送料など検査の実施に必要な費用です。

【補助率・補助上限額】

問 10 補助率・補助上限額は？

(答) 補助率・補助上限額（検査1件ごと）は次のとおりです。

- ・補助率 2 / 3 以内
- ・補助上限額 15,000 円

【回数制限】

問 11 補助対象となる検査の回数に制限はあるか？

(答) 新規入所者に対する検査は対象期間中において一人一回ですが、従事者等に対する検査には回数制限はありません。

【申請手続】

問 12 申請手続は？

(答) 提出いただく実績報告書の様式や提出時期などにつきましては、別途ご案内させていただきます。

なお、実績報告書には、受検したPCR等検査に要した費用を証する領収書の写しなどの証拠書類を添付いただく予定ですので、そうした書類を保管しておいてください。

問 13 補助金の交付申請単位は？

(答) 各事業者が県へ申請される場合には、施設・事業所の区分に応じ、県の担当課ごとに、法人単位で申請していただきます。

複数の施設・事業所を設置・運営されている法人におかれましては、当該施設・事業所分を取りまとめの上、下表のとおり申請してください。

施設・事業所の区分	県の担当課
高齢福祉関係	健康福祉部 介護支援課
障がい福祉関係	健康福祉部 障がい者支援課
生活保護関係	健康福祉部 地域福祉課
医療関係	健康福祉部 医療政策課

【検査結果】

問 14 検査結果が陽性となった場合の対応は？

(答) 従事者の方の場合、発症後5日間は外出を控えることが推奨されています。出勤については、各施設の方針等を踏まえて判断してください。なお、症状の悪化等があればかかりつけ医や身近な医療機関へご相談ください。

また、利用者の方の場合は、嘱託医や主治医へご相談をお願いします。

《参考》[長野県ホームページ]

症状のある方、患者（検査で陽性）の方

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/syoujyou-kanja.html#Q2>

【留意点】

問 15 従事者等を対象に検査を実施する場合の留意点は？

(答) 強制とならないように、本人の同意を得た上で検査を実施してください。